低コスト米生産産地育成支援事業

第1 事業の対象

本事業の対象となる作物は、水稲(主食用米のほか、加工用米、飼料用米、米粉用米や輸出用米を含めた、子実用に栽培される全ての水稲)とする。

第2 事業の内容

本事業は、低コストで米を生産する産地の育成を図るため、産地全体が連携して行う作業委託や作期分散による機械の効率活用、既存の穀類乾燥調製貯蔵施設等の有効活用、多収品種・直播技術の導入等の実証を支援するものとし、次に掲げる1~5の取組を実施できるものとする。

1 低コスト米生産産地化検討会の開催

都道府県、市町村、農業関係団体、農業者等が参画する低コスト米生産産地化検討会を開催し、産地全体が連携して行う米生産コスト削減に向けた取組について検討を行う。なお、検討会の開催に当たり、都道府県、市町村においては、普及機関、試験研究機関も参画できるものとする。

2 低コスト米生産産地化に向けた合意形成

産地全体で米の生産コスト削減に取り組む体制の整備に向け、農作業の受委託や 農業機械の共同利用、作付けする品種、穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用調整、導入 する省力栽培技術等について地域の合意形成を図るため、農業者への意向調査、説 明会等を実施する。

3 生産コスト削減に向けた取組の実証

1、2に基づき、農作業の受委託や穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用調整や省力栽培技術の導入等を実行して米生産を行い、その効果を実証する。その際、産地の一部に実証ほ場を設置し、新たな技術を試験的に導入・実証することもできることとする。

4 現地検討会の開催

3の実証の取組地区において、実証した取組の効果の調査・検証の実施及び普及を行うため、都道府県、市町村、農業関係団体、農業者等による現地検討会を開催する。

5 生産コスト削減に向けた取組の普及

1~4によって得られた生産コスト削減に係る取組成果の普及を行うため、マニュアルの作成・公表、研修会の開催等を行う。この際、事業を実施した産地や都道府県以外の地方自治体や農業関係団体、農業者等が参加することもできることとする。

第3 事業実施主体

- 1 要綱別表5のIの3の事業実施主体の欄の政策統括官が別に定める要件は、次に 掲げるとおりとする。
- (1) 都道府県、市町村、農業関係団体、農業者等により低コスト米生産産地化協議会(以下「低コスト化協議会」という。)を構成すること。なお、都道府県又は市町村の参加は必須とする。
- (2) 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、低コスト化協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした低コスト化協議会の運営等に係る規約(以下「低コスト化協議会規約」という。)が定められていること。
- (3) 低コスト化協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与する等、事務 手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制 が整備されていること。
- (4) 低コスト化協議会は、必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置くことができるものとし、オブザーバーは、会議に出席して意見を述べることができる。
- 2 都道府県農業再生協議会(経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年9月30日付け27経営第1527号農林水産事務次官依命通知)第2の1の(2)に定めるもの。)等の既存の協議会が存在する場合は、当該協議会を本事業の事業実施主体とできるものとする。ただし、当該協議会についても、1の(1)から(4)までに掲げる全ての要件を満たすものとする。

第4 事業実施期間

事業実施期間は、事業実施計画の最初の承認を受けた年度から翌々年度までの3年 間以内とする。

第5 事業の成果目標

要綱第4の2の生産局長等が別に定める成果目標は、事業を実施する地域における 米の60kg当たりの生産コストが、事業開始から3年後までに、事業開始前年度と比較 して概ね1割以上低下するよう設定するものとする。その際、成果目標の他に参考値 として、担い手(認定農業者のいる個別経営体であって作付規模15ha以上又は稲作主 体の組織法人経営体)の米(飼料用米を除く)及び飼料用米の60kg当たりの生産コス トについても、別途設定するものとする。

第6 事業実施計画

- 1 事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成するものとする。 また、要綱別表5のIの3の補助要件の欄の(3)の政策統括官が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 事業実施主体は、別記様式第1号の別紙により、低コスト米生産産地化に向けた取組方針を整理するものとする。
- (2) 本事業の実施と併せ、要綱別表6のリース事業により農業機械の導入を行う場

合にあっては、(1)の取組方針に、当該リース事業で導入した農業機械の活用 による生産コスト削減の取組内容について記載するものとする。

- 2 事業実施計画は、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成28年4月18日 付け27経営第3313号農林水産事務次官依命通知)に規定する人・農地プラン等、他 の関連する施策との連携が図られるよう努めるものとする。
- 3 事業実施計画の重要な変更は、要綱第5の1に準じて行うものとする。なお、重要な変更の内容については、次に掲げるものとする。
- (1) 要綱別表5のIの3の事業内容の欄に揚げる取組の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 補助事業費又は事業量の3割を超える変更
- 4 事業実施主体は、事業実施計画を地方農政局長(北海道にあっては北海道農政事務所長を経由して政策統括官、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、以下同じ)に提出して、その承認を受けるものとする。

第7 補助対象経費

1 本事業の対象とする経費は、事業に直接要する別表の経費であって本事業の対象 として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものと する。

なお、その経理に当たっては、別表の費目ごとに整理するとともに他の事業等の 会計と区分して経理を行うこととする。

(1) 低コスト米生産産地化検討会の開催

低コストで米を生産する産地の育成に向けた検討会を開催する上で必要となる 経費であって、試験研究機関の専門家等の委員旅費・謝金、検討に必要な資料収 集、先進地調査、打合せのための旅費、資料作成費、消耗品費等を対象とする。

(2)低コスト米生産産地化に向けた合意形成

意向調査の実施及び結果の取りまとめに必要な資料作成費や賃金、説明会開催のための会場借料、専門家等の委員旅費・謝金、消耗品費等を対象とする。

(3) 生産コスト削減に向けた取組の実証

技術導入に必要な農業機械のリース導入費、実証・改良に必要な機械及び機器の借上費、新たな技術の導入実証に必要となる多収品種の種子等の資材費、土壌分析及び収穫物等の品質分析に要する経費、実証・改良の取組の一部に係る委託費、役務費、試験研究機関の専門家等の委員旅費・謝金、実証調査に係る謝金、データ等の収集及び取りまとめのための賃金、資料作成費、消耗品費等を補助対象とする。

- (4) 現地検討会の開催
 - (3) の実証地区における現地検討会の開催に必要となる経費であって、検討会を開催するための会場借料費、試験研究機関の専門家等の委員旅費・謝金、 移動用バスの借上費、消耗品費、資料作成費等を対象とする。
- (5) 生産コスト削減に向けた取組の普及 生産コスト削減に係る取組成果の普及を図るマニュアル作成・公表、研修会

の開催等に必要となる経費であって、事業実施主体が行う資料作成費、試験研 究機関の専門家等の委員旅費・謝金、資料作成に係る賃金、消耗品費等を補助 対象とする。

- 2 次の取組は、国の助成の対象としない。
- (1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- (2) 農畜産物の生産費補填(技術の開発・実証や専用機械のリース・レンタルに係るものを除く。)、販売価格支持又は所得補償
- (3) 販売促進のためにPR活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の 開催

第8 事業の承認及び着手

- 1 地方農政局長の承認
- (1) 地方農政局長は、次の要件を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

なお、別に定める産地活性化総合対策事業のうち大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業(低コスト米生産産地育成支援事業)に係る公募要領により選定された補助金等交付対象者については、事業実施計画の承認を得たものとみなす。

ア 要綱別表5のIの3の補助要件の欄の(3)の政策統括官が別に定める要件 を全て満たしていること。

イ 本事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること。

(2) 地方農政局長は、(1) により事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該 承認を受ける事業実施主体に対し、別記様式2号により、承認した旨を通知する ものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認しなかった旨を通 知するものとする。

2 事業の着手

(1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により、地方農政局長に提出するものとする。

(2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となってから、着手するものとする。 また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、産地活性化総合対策

事業推進費補助金等交付要綱(平成22年4月1日21生産第9814号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)第4の規定による申請書(以下「交付申請書」という。)の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 地方農政局長は、(1) のただし書による着手については、事前にその理由等 を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必 要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

3 管理運用

本事業により補助金を受けて購入した機械等のうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該機械を管理するとともに、当該機械等を別の者に使用させる場合には、事前に地方農政局の承認を受けることとする。

第9 事業実施状況の報告

- 1 要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告は、事業実施主体が、事業実施計画の 承認年度から目標年度の前年度までの間において、毎年度、当該年度における事業 実施状況を、別記様式第4号により翌年度の7月末日までに、地方農政局長に報告 するものとする。
- 2 地方農政局長は、1の事業実施状況報告の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第10 事業の評価

- 1 要綱第7の1に基づく事業実施主体による事業の自己評価及びその報告は、別記様式第5号により、目標年度の翌年度の7月末日までに、地方農政局長に報告するものとする。
- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長による評価は、要綱第7の1に規定する事業 実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組 の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業 評価が適切になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適 切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 地方農政局長は、要綱第7の1により提出を受けた事業評価シートの内容について、関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第6号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たり、事業評価シートの内容を確認するとともに、必要 に応じ事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。

- 4 地方農政局長は、政策統括官に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 5 地方農政局長は、事業評価の結果について、速やかに公表するものとする。なお、 公表は、別記様式第6号により行うものとする。

- 6 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、地方農政局 長は当該事業の事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導すると ともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第 7号により提出させるものとする。
- 7 地方農政局長は、6により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを政策統括官に報告するものとする。
- 8 地方農政局長は、当該取組終了後、事業実施主体に対し再度事業評価シートを提出させるものとする。

別表 推進事業補助対象経費 推進事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために 直接必要な試験・調査備 品の経費 ただし、リース・レン タルを行うことが困難な 場合に限る。	・ でなもる ・ でなら ・ でなもの ・ でなら ・ でなもる ・ でなもる ・ でなもる ・ でなもる ・ でなもる ・ でなもる ・ でなら でなら ・ でなら ・ でなら ・ でなら でなら ・ でなら ・ でなら ・ でなら ・ でなら でなら ・ でなら ・ でなら ・ でなら ・ でなら でなら ・ でなら ・ でなら ・ でなら でん でなら ・ でなら でなら ・ でなら ・ でなら ・ でなら ・ でなら でん でんり ・ でなら でんり ・ でんり でんり ・ でんり ・ でんり ・ でんり ・ でんり ・ でんり でんり ・ でんり ・ でんり ・ でんり でんり ・ でんり ・ でんり ・ でんり
機械購入費		事業を実施するために直 接必要な農業機械導入の経 費 ただし、改良を要するな どリース・レンタルを行う ことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の 農業機械については、見 積書(原則3社以上、該 当する農業機械を1社し か扱っていない場合を除 く。)やカタログ等を添 付すること。
事業費	会場借料	事業を実施するために 直接必要な会議等を開催 する場合の会場費として 支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために 直接必要な郵便代、運送 代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。

	借上費	事業を実施するために 直接必要な農業機械・設 備、実験機器、事務機 器、ほ場等の借り上げ経 費	
	印刷製本費	事業を実施するために 直接必要な資料等の印刷 費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために 直接必要な図書、参考文 献の経費	
	原材料費	事業を実施するために 直接必要な試作品の開発 や試験等に必要な原材料 の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために 直接必要な以下の経費 ・短期間(補助事業実施 ・短期間内)又は消費を ・短期間内ので消費を ・短期間内ので ・ のののののののののののののののののののののののののののののののののの	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために 直接必要な会議の出席ま たは技術指導等を行うた めの旅費として、依頼し た専門家に支払う経費	
	調査等旅費	事業を実施するために 直接必要な資料収集、各 種調査、打合せ、成果発	

謝金	事業を実施するために 直接必要な資料整理、補 助、専門的知識の提供、 資料の収集等について協 力を得た人に対する謝礼 に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠と なる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及 び事業実施主体に従事す る者に対する謝金は認め ない。
賃金等	事業実施主体が事業を実施するために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)	・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・作業内容及び時間を記載した作業日誌をつけること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 ・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)によるものとする。
委託費	本事業の交付目的たる 事業の一部分(例えば、 事業の成果の一部を構成 する調査の実施、取りま とめ等)を他の者(応考 団体が民間企業の場合、 自社を含む。)に委託す るために必要な経費	・委託を言うにある・施芸芸のののでである。 * を行者にできまれる。 * を行者になるのののでは、があるのののでは、があるのののでは、があるのののでは、がのののでは、がのののでは、がのののでは、がのののでは、がののでは、がののでは、がののでは、がのでは、が

役務費		事業を実施するために 直接必要かつ、それだけ では本事業の成果とは成 り立たない分析、試験、 加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために 直接必要な謝金等の振り 込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために 直接必要な委託の契約書 に貼付する印紙の経費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合